

専門部研究会細則

- 1 この細則は島根県教育研究会会則第16条により、第4条（1）項における専門部研究会（以下専門部という）について必要な事項を定めるものである。
- 2 専門部とは次の通りとする。
 - （1）**各教科・領域専門部**（学習指導要領に照らして設置が当然であると考えられる専門部である。）
国語、算数・数学、理科、生活科、音楽、社会、小学校体育、中保健体育、造形、英語、中学校技家、小学校家庭、道徳、特別支援、特別活動
 - （2）**教育課題専門部**（教育課題として研究協議する必要がある専門部）
生徒指導、キャリア教育、図書館、メディア教育、へき地教育、人権・同和教育
 - （3）**職域専門部**（同じ職域の会員により構成され、その職務遂行のために必要な研修をはかる専門部）
小学校長会、中学校長会、小・中教頭会、養護教諭、栄養教諭
 - （4）**特設専門部**（県外等の機関の要請により研究発表大会を実施するため既存の専門部以外の受け皿として、又特別事情により必要な専門部であり事業が終了すれば新設前に復することを原則とする。）
聴覚言語障害
- 3 専門部新設の要件は次の（1）又は（2）に該当する場合とする。
 - （1）学習指導要領に照らして新設が妥当であると考えられる場合。
 - （2）次の要件を備えている場合
 - ① ある程度の活動実績があること。
 - ② 本会会則第2条により島根県内国公立小学校・中学校、義務教育学校の教育職員で組織されていること。
 - ③ 既存の専門部で研究活動又は研究大会を実施することが困難であること。
 - ④ 加入要請があること。
- 4 既存の専門部の編成変えの要件は下記の（1）または（2）であり、当該専門部からの申請があることが原則である。
 - （1）学習指導要領に照らして、解散又は他の専門部と統合が妥当であると考えられる専門部であること。
 - （2）時代の要請、地域の実態に合わなくなり、解散又は他の専門部と統合が妥当であると考えられる専門部であること。
- 5 専門部の新設、編成変えについての手続きは協議委員会の議を経て、評議員会の承認を得る。
- 6 協議委員会は本会会則第12条による専門委員会をもってこれに充てる。
- 7 専門部の財政的支援は専門部の区分け、研究発表大会の規模、研究活動の内容等に応じて予算の範囲内において助成する。

附則

- 1 この細則は平成12年5月26日より実施する。
- 2 細則第6条の協議委員会は当分の間研究推進委員会をもって充てる。
- 3 この細則は平成24年5月より実施する。
- 4 この細則は令和5年5月より実施する。
- 5 この細則は令和7年5月より実施する。